

公表：2020年2月6日
職員数：7名 回収数：7

事業所における自己評価結果(公表)

社会福祉法人 富水会 児童発達支援事業わかば園

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6	1	その日の通園人数に合わせて、安全に過ごせる活動スペースを確保している。	今年度は登録者や個々の支給量が増え、年度途中で定員を増やしている。一日の通園人数が増えたことにより、2グループに分かれ、1グループは、保育室以外のスペースで過ごしている。幼児に適した環境ではないが、安全確保を最優先にスペースを確保している。
	2 職員の配置数は適切である	6	1	その日の通園人数に合わせて、職員や看護師を増員して対応している。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6	1	上記の通り、保育室以外のスペースで過ごしている児は、通常の保育環境が整っていないが、施設内の環境は重症児が過ごしやすいつくりになっている。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7		児童降園後は、室内やマット類の消毒をし、感染症予防に努めている。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	7			
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7			
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7			
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		7		第三者による評価は行っていない。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7			
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7			
	11 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	4	2	発達検査を用いる場合もあるが、外部講師による助言や、数字に表すことのできない日々の変化を大事にしている。	未回答：1 重症児や医ケア児が多いため、医療的ケアに偏りがちにならないよう一人の子どもとしての発達を支援する視点を持つようにしている。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	7			
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	7		重点をおいて支援した内容を、日々の連絡ノートで提示している。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	5	2	チーフや保育士が主となって立案しているが、季節やその日の天候に合わせて流動的に対応している。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7			
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	7			

	17	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6	1	職員間の連絡ノートを活用し、不在職員がいた場合でも、全職員が情報を共有できるようにしている。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	6	1	同上	
	19	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6	1	、日々の支援については、支援内容を記号化し、記録の簡略化をはかっている。特記事項のあった時は、ケース記録に詳細を記録するよう心掛けている。記録に残すよう児童館から改めて指示を出すこともある。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	7			
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7		各市の保健センターへ事業所の情報提供をし、必要な児童について紹介できるようにしている。	市によって連携体制に差があるため、各市町と当事業所との情報共有や情報提供を密にしていきたい。
	23	医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等の在宅支援のために、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	7			
	24	医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもの主治医や協力医療機関と連絡体制を整えている	7		リハビリの見学、主治医との電話相談等を始め、顔を合わせる機会をもつようになっている。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、移行に向けた支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	7			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、移行に向けた支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7		児童の希望する就学先の体験入学や見学会にはできる限り同行し、児童の様子把握や保護者と同じ情報を共有できるようにしている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	7		園行事としての交流保育の他に、発達状況に応じて、近隣保育園に個別に交流保育を依頼している。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	4	2	未回答:1	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7			
	31	保護者の対応力向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	2	3	未回答:2	ペアレントトレーニング等の内容については、保護者が集まる機会に、内容や研修案内があることを周知していく。園独自のプログラムはない。
	32	運営規定、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のわらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	7			

保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7		相談内容によって、児発管や看護師等が対応し、できるだけ具体的な解決策を見いだせるよう話している。		
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	7		転園される方も多いため、保護者会は設立しておらず、今後も発足する予定はない。今後も季節ごとの親子参加の行事を継続し、保護者同士が交流を持てる機会としていく。		
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	7				
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7		今年度からは早急な連絡にはきずなネットを取り入れ、送信するだけでなく、その都度開封確認を行い、各家庭に情報が確実に伝わったか把握できるようにした。また、定期的に園だよりを発行し、児童の様子を伝えると共に、季節に合わせた内容を載せるよう工夫している。		
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	7				
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7				
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	7		年1回施設全体のお祭りを開催し、地域住民を始め、多くの来客が訪れる機会を設けている。		
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	7		今年度初めて、送迎中の急変対応を想定した訓練を実施。現場にいる職員の瞬時的な判断が重要となることを再確認した。		
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7				
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握している	7		急変時の対応が変わる時は、保護者と詳細の確認をした上で、リスク対応表等の追記をしている。また、服薬内容の最新の情報を常時連絡ノートにファイリングし、外出時も持参するようにしている。		
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6	1		今年度より、事業所側の給食受け入れ基準を除去食と代替食までとした。アレルギー検査で心配がある方のみ、給食委託業者と面談の場を設けて、提供可能となった方のみ給食とおやつを提供している。医師の指示書は依頼していないが、面談の場で、医師からの指示事項の有無を確認している。重度のアレルギー症状のある方や、保護者の判断で食事を希望されない方には、給食提供はしない。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6	1	記録のみで事例集はない。		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7				
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	7				

※この『事業所における自己評価結果(公表)』は、事業所全体で行った自己評価です。